



## 改正感染症法に基づく 検査等措置協定の締結について

---

# 検査等措置協定について

## 検査等措置協定とは（改正感染症法第36条の6）

検査等措置協定とは、令和4年12月の感染症法の改正において、新たに規定された制度であり、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭（※）に、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新興感染症）への対応を強化するため、平時に都道府県と民間検査機関がその機能・役割に応じた新興感染症対応にかかる協定を締結する仕組み。

（※）新型コロナウイルス感染症の発生・まん延時において、各検査機関に担っていただいた機能（検査の実施）について、新興感染症発生時においても担っていただくことを想定

## 対象とする感染症（新興感染症の定義）

新興感染症 = 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症

ただし、新興感染症の病原性のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが**事前の想定とは大きく異なる事態となった場合には、協定内容について機動的な変更や状況に応じた柔軟な対応を行うなど**、医療機関と県が協議を行うことを前提とします。

## 協定の締結内容について

項目	内容
検査の実施	新興感染症に係る病原体の検査（核酸検出検査に限る）を実施する体制を確保

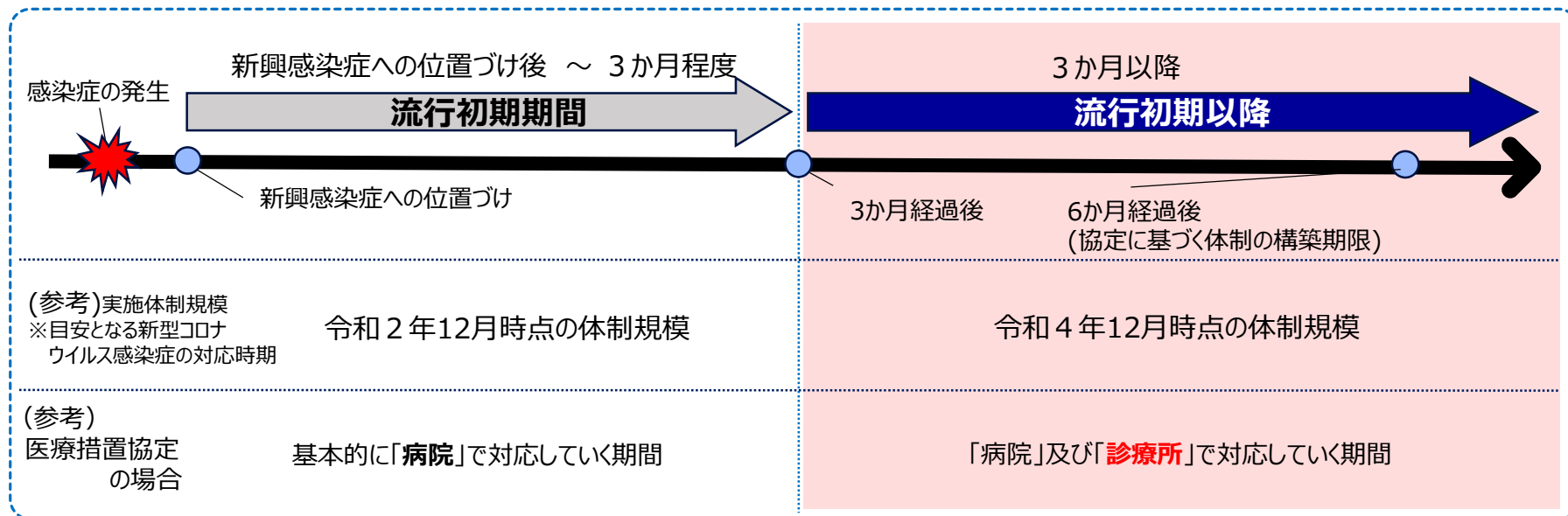
※上記の内容に係る協定を締結いただく機関については、「**個人防護具の備蓄**」について、併せて、協定内容に盛り込む形で協定を締結させていただきたいと考えています。

※医療機関、薬局、訪問看護事業所については、病床の確保や発熱外来の実施（検査の実施を含む）等の項目を「医療措置協定」として別途協定締結を行う予定です。

# 検査等措置協定について

## 協定による対応の開始時期

「流行初期」および「流行初期以降」の期間については、以下のとおりです。



## 協定の締結期間について

- 本協定の有効期間は、締結日※から令和9年3月31日までです。※令和5年度に締結を行った場合は令和6年4月1日から
- ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、県と医療機関のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とします。

## 協定内容の見直しについて

- 協定については、県または医療機関による申し出により、その内容の変更に係る協議を行うことができます。  
(各民間検査機関において事情変更等があれば、柔軟に対応させていただきます。)

# 検査等措置協定について

## 締結した協定等の公表の内容・方法

- 県は、民間検査機関との間で協定を締結した時は、感染症法の規定に基づき、当該措置協定の内容を県ホームページ等で公表します。

## 協定締結の主体について

- 協定締結は、知事と民間検査機関等の管理者との間で行います。
- 管理者の変更に伴い協定の締結を見直すことは不要とされています。

## 正当な理由なく協定の措置を講じていない場合の対応

- 感染症法においては、協定締結機関が正当な理由なく、協定の内容に基づく措置を講じていないと認めるときは、県は協定締結機関に対して感染症法等に基づく措置を行うとされています。
- しかしながら、「協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと認められる場合」など、以下に示す事由による場合については、「正当な理由」によるものと考えています。
  - 地方衛生研究所等からのプライマーの提供が行われていない場合や検査試薬が開発されていない場合など、検査の実施方法が確立されていない場合
  - 全国的に検査試薬が不足している場合
  - 検査の実施にあたり必要となる人員が想定していたものと異なるなど、人員が不足している場合
  - 感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している場合
  - 都道府県や研究機関等からの情報の蓄積により、別途、国から示される協定が履行できない「正当な理由」の範囲に該当する場合
  - その他、協定締結時の想定と異なる事情が発生し、協定に沿った対応が困難であることがやむを得ないと認められる場合

# 検査等措置協定について

## 協定書（記載例）

（別表1 検査措置の内容）

ID: 記載例

対応時期	流行初期（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度）	流行初期以降
対応内容※	検査（核酸検出検査）の実施：可 （検査の実施能力：500件/日）※	検査（核酸検出検査）の実施：可 （検査の実施能力：1500件/日）※
即応化の期間	甲からの要請後1か月以内に即応化すること。	
特記事項		

※ 検査の実施能力については、乙における核酸検出検査（PCR検査等）の実施可能件数（抗原定量検査及び抗原定性検査による実施を除く）とし、全国的に検査の実施環境が整備（必要な検査試薬等が流通）されていることを前提とする。

（別表2 個人防護具の備蓄内容）

品目	数量		
サージカルマスク	800	枚	2か月分相当
N95マスク（※1）	100	枚	2か月分相当
アイソレーションガウン（※2）	50	枚	2か月分相当
フェイスシールド（※3）	200	枚	2か月分相当
非滅菌手袋	12000 (6000)	枚 双)	2か月分相当

※1 N95マスクについては、DS2マスクでの代替も可能とする。

※2 アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含む。

※3 フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能とする。必要人数分確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2か月分を確保しているのと同等として取り扱う。

# 四日市市保健所との検査等措置協定の締結について

本県では、四日市市が「保健所政令市」として位置付けられていることに伴い、民間検査機関と締結する検査等措置協定については、四日市市保健所においても締結を行うこととなります。

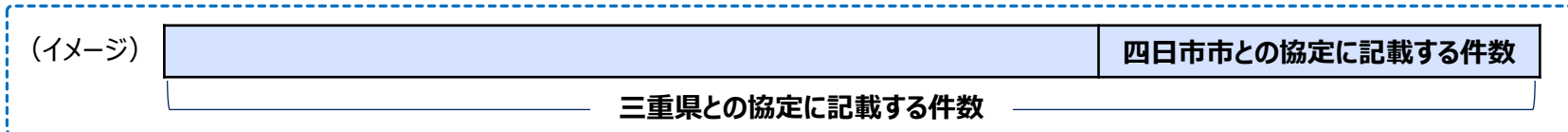
つきましては、三重県と検査等措置協定を締結いただける民間検査機関におかれましては、三重県との協定に準じ、四日市市保健所との検査等措置協定の締結についても、あわせてご検討いただきますようよろしくお願いいたします。（下記以外の内容については、三重県の取り扱いに準じる見込みです。）

## 対象となる検査実施体制

- 四日市市保健所が実施する行政検査の実施体制
- 四日市市内の医療機関から発生する検体についての検査実施体制

## 検査の実施能力について

四日市市保健所と締結する協定に記載する件数については、三重県と締結する協定の内数として定めることとします。



## 協定締結に向けた協議について

三重県との協定締結に係る協議の際に、四日市市保健所との協定締結の要否について、改めてお伺いいたします。

四日市市保健所との協定締結が可能とご回答いただきました民間検査機関におかれましては、三重県から四日市市に情報提供をさせていただきます、後日改めて四日市市保健所から民間検査機関への協議を実施させていただきます。

## 協定締結に関するお問い合わせ先

- 協定に関するご質問については、以下の事務担当までお問い合わせください。

〔事務担当〕

三重県医療保健部感染症対策課（平日8:30～17:15）

電話番号：059-224-2352 F A X 番号：059-224-2558

メールアドレス：covkyou@pref.mie.lg.jp

- 四日市市保健所との協定については、四日市市保健所までお問い合わせください。

〔事務担当〕

四日市市保健所 保健予防課（平日8:30～17:15）

電話番号：059-352-0595 F A X 番号：059-351-3304

メールアドレス：hokenyobou@city.yokkaichi.mie.jp

## 本資料について

本資料は、県ホームページにも掲載しております。

URL：<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000175.htm>

